



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年9月7日火曜日 第239号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（4件）.....（経営支援課）...1101
 農用地利用配分計画の認可（2件）.....（農政課農地・担い手対策室）...1103
 急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）...1103
 指定道路の指定.....（東予地方局四国中央土木事務所）...1104
 土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）...1104

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）...1104

告 示

○愛媛県告示第1100号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに内子町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年9月7日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
ドラッグコスモス内子店	喜多郡内子町内子74番 外	大規模小売店舗の名称	（仮称）ドラッグコスモス内子店	ドラッグコスモス内子店	平成25年4月27日	令和3年8月26日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに内子町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1101号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに内子町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年9月7日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
ドラッグコスモス内子店	喜多郡内子町内子74番 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前10時	午前9時	令和3年8月27日	令和3年8月26日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後10時30分まで	午前8時30分から午後10時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに内子町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1102号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年9月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変更の年月日	届 出 日
ハローズ西条店（東エリア）	西条市大町490番 1 外	大規模小売店舗の名称	（仮称）ハローズ西条大町店（東エリア）	ハローズ西条店（東エリア）	令和2年10月8日	令和3年8月30日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1103号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年9月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出日 年月日
ハローズ西条店（西エリア）	西条市大町452番1外	大規模小売店舗の名称	（仮称）ハローズ西条大町店（西エリア）	ハローズ西条店（西エリア）	令和3年 2月19日	令和3年 8月30日
		大規模小売店舗を設置する者	株式会社ハローズ 代表取締役 佐藤 利行 広島県福山市南蔵王 町六丁目26番7号	株式会社ハローズ 代表取締役 佐藤 利行 広島県福山市南蔵王 町六丁目26番7号 株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎 愛媛県西条市西田甲 590番地2		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1104号

令和3年8月24日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和3年9月7日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在及び地番	面積（㎡）
松田 龍治	愛媛県松山市	愛媛県松山市小山田乙1168番ほか6筆	30,301

2 認可年月日

令和3年8月27日

○愛媛県告示第1105号

令和3年8月25日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和3年9月7日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在及び地番	面積（㎡）
山西 智	愛媛県松山市	愛媛県松山市門田町653番1ほか2筆	2,181

2 認可年月日

令和3年8月31日

○愛媛県告示第1106号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

令和3年9月7日

愛媛県知事 中村時広

藤江A

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成30年3月愛媛県告示第315号）藤江Cの項（以下「藤江Cの項」という。）で指定した標柱13号、標柱12号及び標柱11号を順次結んだ線、標柱11号と次に掲げる地番の土地に存する標柱21号から標柱23号までを順次結んだ線、標柱23号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成6年7月愛媛県告示第922号）藤江Bの項で指定した標柱8号を結んだ線、同項で指定した標柱8号と次に掲げる地番の土地に存する標柱24号、標柱25号及び標柱20号を順次結んだ線並びに標柱20号と藤江Cの項で指定した標柱13号を結んだ線に囲まれた区域

市町		字	地番	標柱
宇和島市	藤江	深泥	1093番3	20号
		小深泥	1444番	21号
		深泥	1377番	22号
		小深泥	1447番1	23号
		深泥	1782番2	24号
			1325番2	25号

○愛媛県告示第1107号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和3年9月7日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和3年8月30日

3 指定道路の位置

四国中央市上柏町字森垣213番1の一部及び213番2の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 33.93メートル

(2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第1108号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、三崎町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年9月7日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	寺 坂 豊 司	西宇和郡伊方町松152番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	西 川 一 彌	西宇和郡伊方町松183番地

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和3年9月7日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大 塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

(1) 選挙権を有する者の総数 1,146,687

(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,934

(3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 243,336

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊 予 郡	43,223	14,408
南 宇 和 郡	18,229	6,077
松山市・上浮穴郡	435,231	139,206
今 治 市・越 智 郡	137,328	45,776
宇和島市・北宇和郡	74,576	24,859
八幡浜市・西宇和郡	36,370	12,124
新 居 浜 市	98,742	32,914
西 条 市	90,375	30,125
大 洲 市・喜 多 郡	49,764	16,588
伊 予 市	30,837	10,279
四 国 中 央 市	72,214	24,072
西 予 市	31,683	10,561
東 温 市	28,115	9,372